令和5年度九州大学大学院法学研究院等経営諮問会議(法科大学院外部評価) 意見報告書

> 令和6年2月27日 九州大学大学院法学研究院等経営諮問会議委員 (法科大学院外部評価委員) 弁護士 羽田野節夫

去る2023 (令和5) 年12月27日 (水) (10:30~17:20) 開催の令和5年 度九州大学大学院法学研究院等諮問会議(法科大学院外部評価) に出席しましたので 下記のとおり報告旁た意見を申し上げます。

記

- 1、九州大学法学研究院等の現状と課題についての報告がありました。
- (1) 1924年法文学部が設立された。 今年(2024年)は、法文学部創立100周年目を迎える由。誠に喜ばしい限りです。
- (2) 九大法学研究院等は、国際化を積極的に進めているとの報告があった。この点教育面において日本で初めてかつ長期にわたり日本で唯一全て英語で法学教育を行なう修士課程(LL.M.コース)を設置し、英語により法学教育を行なう制度を拡大・展開してきた(現在42カ国から89名の留学(うち交換留学生15名が在籍している))ことは素晴らしい。
- (3) 近年YLP (Young. Leaders. Program) の制度によって海外留学生を毎年2月中 旬頃福岡県弁護士会の会員事務所に派遣し、エクスターンシップを実施し、法律現 場の状況を体験させている。この制度には福岡地方裁判所も良く理解し、裁判所の 和解協議等の同席が認められており、海外の留学生も交渉の現場を修習できて良い 成果が上がっています。当職は今年、フィリピンから来た弁護士(31才)の男性 を指導することができました。

2、法曹養成の実績

(1)前回(令和2年12月23日)に実施された本経営諮問会議での報告では、令和2年度の九州大学の司法試験合格者は21人ながら、合格率46.67%で全国73校中の順位9位でした。しかし、その後、下記の表のとおり合格者数が伸び悩んでいます。

朗報と言えば令和4年司法試験において九大法科大学院卒の合格者長咲良(さくら)さんが(予備試験も含めて)全国第一位で合格した事です。

(2) 司法試験合格者 (累計 561)

司法試験実施年	2019年	2020年	2021年	2022 年	2023 年
合格者数	20 人	21 人	17 人	22 人	22 人
合格率	33.90%	$46.\ 67\%$	29.31%	33. 33%	23. 40%
合格率(全国平均)	29.09%	32.68%	34.62%	37.65%	40.67%
全国 73 校中順位	11位	9 位	21 位	12 位	21 位

※合格率=合格者/受験者 合格率(全国平均)には、予備試験合格者を含まない。

- (3) 今後は、不合格者で、再度の受験資格の有る者の奮起を期待したいところです。 尚これらの人々がゼミを組んで仲間と共に再挑戦できる環境(受験指導する機会や 仕組)を作り、合格率アップに繋げたい所です。
- 3、法学部・大学院(法学府)・法学研究院等について
- (1) 法学部全体が伊都キャンパスに移転することとなった今日、一年生に向けた専門教育を強化する良い機会となったとの報告があった。
- (2) 2015年度より実施された国際化促進プログラムは、外国人教員による質の保証ある英語による修士課程法学教育と英語力を重視したAO入試によって受け入れた日本人学生の学部教育に結びつけ、日本人学生の教育の国際化を図っているとの報告があり、グローバル社会に向けて九大法学部が対応しているのを実感しました
- (3) 早期卒業制度を2017年度より実施した。 九州大学法科大学院既修者コースへの進学を希望する優秀な学生につき、厳格な 成績要件の下に3年で学部を卒業する制度を実施している。その成果が今後期待さ れるところです。
- (4) 法曹コース(法科大学院連携プログラム)を2020年度より実施 法科大学院既修者コースの教育内容と一貫的に接続する体系的な教育を行う「 法曹コース」を開設し、更に司法試験への合格者増員が期待されます。
- (5) 学外連携教育活動とグローバル化の推進 福岡県弁護士会・連合福岡・法学部東京同窓会や朝日新聞と連携した授業課目 が実施されています。又、グローバル化の推進としては、YLPの実施などによっ て海外(とりわけ東南アジア)の若手法曹との交流が実現できているようです。
- 4、法科大学院学生との懇談・意見交換会 法科大学院の学生達と懇談でき積極的な御意見を伺った。その一部を紹介します。
- (1) 法科大学院の未修コースの3年生ともなれば少し時間的余裕があるから司法試験前に大学の方から司法試験の事例問題を出してもらい解く時間と解説する時間を作ってほしいとの意見が有りました。
- (2) 司法試験に未修コースで合格した学生が後輩達の指導をしたいとの申し入れがあった。これらの希望が叶えられれば新しく司法にチャレンジする人は元より、司法 試験浪人の人々を指導する仕組に活用できるのではないかと思います。

以上